

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	介護保険に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

板倉町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

板倉町長

## 公表日

令和7年10月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、町内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、介護保険の被保険者管理、受給者台帳、認定、給付実績の管理及び第1号被保険者の賦課管理を行う。また、被保険者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、介護予防事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)に関する確認 ②保険料の賦課、徴収の管理 ③要介護・要支援認定管理 ④居宅・介護予防サービス計画の届出 ⑤福祉用具購入費・住宅改修費その他償還払い及び介護保険高額サービス費等の支給申請 ⑥介護保険負担限度額の認定申請 ⑦介護保険利用者負担減額・免除申請等の保険給付 ⑧被保険者の資格記録の管理 ⑨被保険者の受給者情報及び給付実績の管理 ⑩保険料の未納期間に伴う給付制限</p>
③システムの名称	1.介護保険システム 2.国保中央会伝送通信システム 3.団体内統合宛名システム 4.中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)介護保険被保険者ファイル (2)介護保険受給者ファイル (3)宛名ファイル (4)宛名ファイル (5)宛名履歴ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲) 別表の100項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 以下別表における情報提供の根拠</p> <p>●情報提供事務 1、2、3、4、23、26、35、42、44、59、61、85、95、96、100、129の項</p> <p>●情報照会事務 100項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	・健康介護課 ・税務課
②所属長の役職名	・健康介護課長 ・税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 総務課 情報広報係
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 健康介護課 介護高齢係 税務課 住民税係
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
	[    ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すようにしている。

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [    ] 内部監査      [    ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策      [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含んだ業務を処理及び閲覧する端末は、システムを委託している業者を除き、外部のネットワークからは遮断されている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	戸籍税務課	税務課	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康介護課長 落合 均 戸籍税務課長 丸山 英幸	健康介護課長 税務課長	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 健康介護課 介護高齢係 戸籍税務課 住民税係	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 健康介護課 介護高齢係 税務課 住民税係	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 健康介護課 介護高齢係 戸籍税務課 住民税係	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 健康介護課 介護高齢係 税務課 住民税係	事後	
令和1年6月21日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	500人未満	500人以上	事後	
令和1年6月21日	II-1 1. 対象人数 いつ時点の 計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	II-1 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	
令和7年10月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 健康介護課 介護高齢係 戸籍税務課 住民税係	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 総務課 情報広報係	事後	
令和7年10月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	別表第一の41項	別表の100項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二 以下別表第二における情報提供の根拠 ●情報提供事務 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の 2、58、61、62、80、87、90、94、95、117 の項 ●情報照会事務 93、94項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表 以下別表における情報提供の根拠 ●情報提供事務 1、2、3、4、23、26、35、42、44、59、6 1、 85、95、96、100、129の項 ●情報照会事務 100項	事後	